

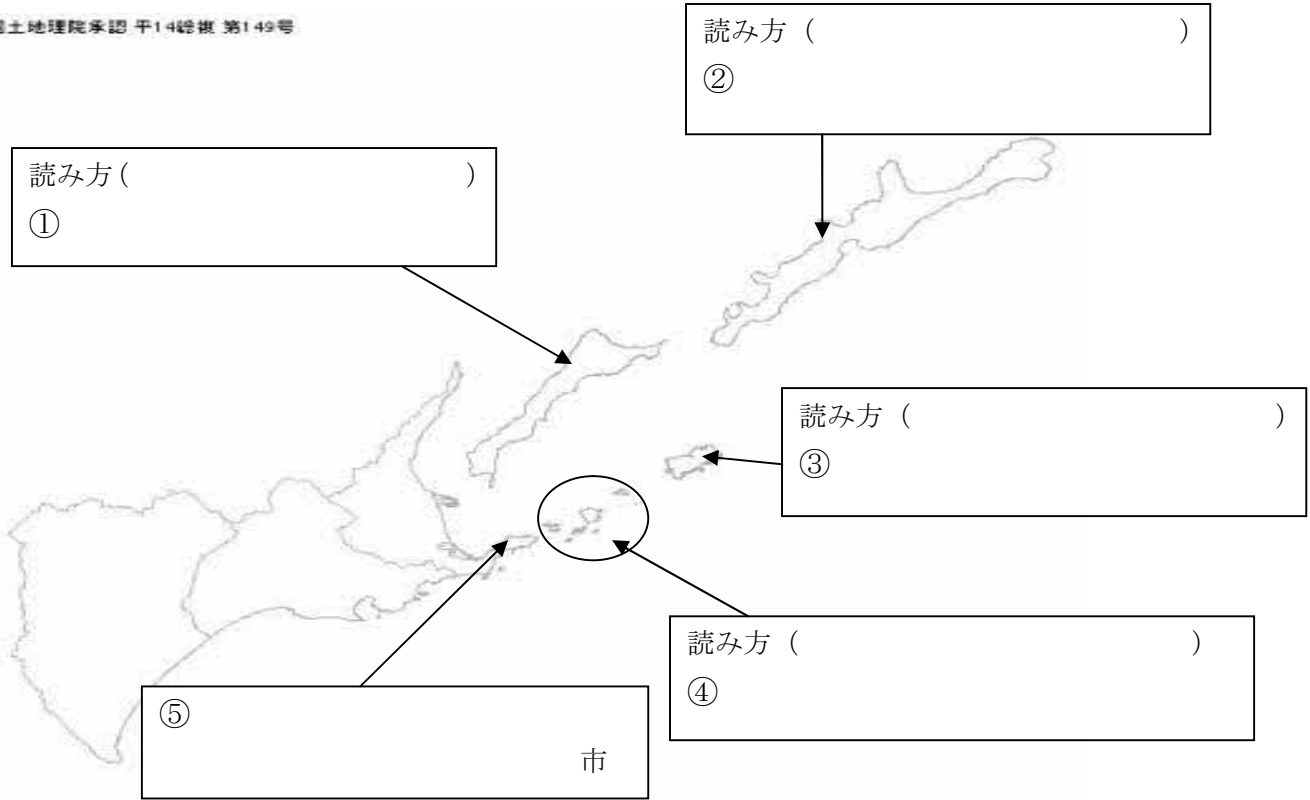
NO1	ほっぽうりょうど れきしがいるん 北方領土の歴史概論	1年( )組( )番 氏名【 】	評価印
-----	-------------------------------	------------------------	-----

\*概論とは:「全体のあらましを要約して述べること」です。全2回の地理Aでの北方領土学習を通して小学校  
中学校で習ったことの復習や少しばかり発展的な学習を行います。 NO2は「地理概論」です。

【1】北方領土の位置と名前をしっかりと覚えよう。～根室市民、北海道民の責任として～

【習得】

国土地理院承認 平14総機 第149号



○上の地図を参考に下の地図に北方領土を書き込もう。漢字でしっかり書き込もう。

【活用】



【2】北方領土は、なぜ「日本固有の領土」なのか。～日本国の主張 4つの条約と領土の移り変わり～

<<北方領土は1855年からずっと日本の領土>>

A 1855年2月7日

〔①〕

日ロ最初の国境の決定

国境線は〔②〕と〔③〕の間

〔④〕(現サハリン)<sup>ざっきょち</sup>は雑居地

交渉相手はプチャーチン

\*1854年にアメリカの〔⑤〕が来航



B 1875年(明治8年)

〔⑥〕

明治時代に入ると国境を決めていなかった樺太にロシア人が多く入ってきて争いが絶えなかったため、話し合いをして、樺太を〔⑦〕とし、交換に〔⑧〕

より北の島々を日本の領土とした。

<別名 サンクトペテル条約>

\*特命全権大使 榎本武揚



C 1905年(明治38年)

〔⑨〕

1904年 日本とロシア帝国との間で〔⑩〕戦争  
 がおこり、樺太の南半分が日本の領土となる。

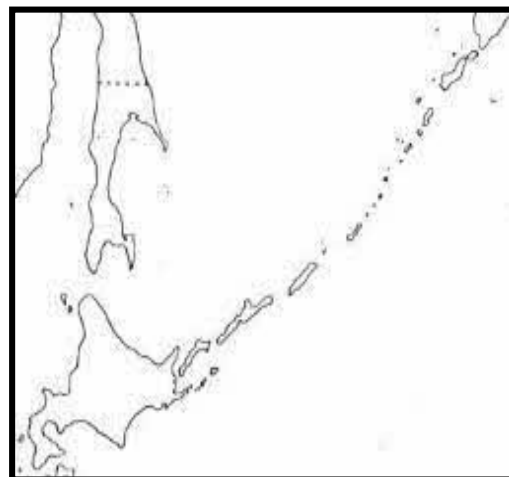
1945年8月9日、ソ連は1941年に署名され、当時有効であった日ソ中立条約を無視して対日参戦。ソ連は8月18日から千島列島を攻撃開始。24日シュムシュ占領。31日ウルップ占領。29日択捉占領。9月1～4日まで国後、色丹、歯舞占領。(左図参照)



D 1951年(昭和26年)

〔⑪〕

南樺太・千島列島放棄。ただ、北方四島はもともと日本の領土であるから、放棄した領土には含まれていない。



← 日本の主張する「我が国固有の領土」

NO2	ほっほうりょうど ちりがいるん <b>北方領土の地理概論</b>	1年（ ）組（ ）番 氏名【 】	評価印
-----	-------------------------------------	---------------------	-----

\*概論とは：「全体のあらましを要約して述べること」です。全2回の地理 A での北方領土学習を通して小学校  
 中学校で習ったことの復習や少しばかり発展的な学習を行います。

【1】前時の復習

北方領土が「我が国固有の領土」と主張する根拠となる、条約4つ答えよ。

- ① 1855年2月7日（ ）条約
- ② 1875年（ ）条約
- ③ 1905年（ ）条約
- ④ 1951年（ ）条約

【2】北方領土の現在を知ろう ～ 「ビザなし交流」とは何か ～

A 「ビザ」とは？

※外国に入国するためには「パスポート」と「ビザ」が必要

B（ ）とは？

①

②

③

④

【3】高校生が制作した北方領土啓発番組「その海の向こうに～私たちが録った北方四島～」 本編（15分）

リーダー・ナレーション	海道 真以	札幌静修高校
ナレーション	村田 雄基	札幌月寒高校
ナレーション	穴吹 華織	札幌白石高校
構成台本	立花 里奈	小樽潮陵高校
撮影	内藤 美里	札幌白石高校
スチール	小谷まどか	札幌静修高校
音声	飯田 亮介	札幌月寒高校
サブリーダー・編集	金山 優	札幌日大高校

旧ソ連軍による北方領土の不法占拠により、返還要求運動がスタートして60年、目に見える外交交渉の進展もなく、返還要求運動の中心となっている元島民は、故郷に帰ることを夢見ながら既に約半数が亡くなっています。

この番組は、今後北方領土返還要求運動を担うであろう若い世代への啓発を目的として、道内から選ばれた高校生放送局員8人が制作した番組です。

北方領土問題の知識も関心も薄かった8人が、平成17年3月から9カ月間をかけて、実際に根室や北方領土に行き、日本人の元島民やロシア人の島民などいろいろな人に取材し、制作した番組です。



<DVD視聴メモ>

1 元島民の思い

2 現島民の思い

前回の授業や今回のDVDを視聴し、北方領土についてあなたが理解したことや考えたことを書いてみよう。

(評価ポイント)

( )年( )組 ( )番 氏名( )

☆これからの学習の参考にしたいと考えています。正解や不正解を気にしないで記入してください。

① 下記の地図中に①～④までの島の名前を記入なさい。漢字で書ける場合は漢字で記入してください。

- ①はぼまいぐんとう      ②しこたんとう  
 ③くなしりとう          ④えとろふとう



② 1で答えた島のうち、もっとも北に位置している島を何といいますか。 ( )

③ 上記の地図に、日本国とロシア連邦の現時点の国境を記入してください。

④ 次の語句であなたが知っているもの（きちんと人に説明できるもの）に○をつけてください。

- ビザなし訪問    日露通好条約    返還運動    千島列島    2月7日    樺太千島交換条約    根室市  
 ポーツマス条約    納沙布岬    花咲ガニ    サンフランシスコ平和条約    松前藩    占守島  
 アダム・ラクスマン    近藤重蔵    高田屋嘉兵衛    安藤石典    マッカーサー    望郷の家  
 千島歯舞居住者連盟    ソ連    日ソ共同宣言    北方館    北方領土期成同盟    北方領土問題対策協会  
 四島の架け橋    東京宣言    クラスノヤルスク合意    川奈合意    モスクワ宣言    イルクーツク声明

## 6 公開授業から生徒の感想を一部紹介

- 領土は日本の領土だけではなく、現島民の人々の領土にもなっていることがわかった。問題が解決するまで、これからもずっとビザなし交流が続けばいいと思うし、今よりもっと行ったり来たりできるようになればいいと思う。
- ロシア人は日本の敵だと思っていたが、実は違った。戦争で解決するのではなくて、話し合いによって解決してほしい。ロシア人も日本人も一緒に住むと楽しくなると思う。
- 北方領土の授業をするまでは他人事のように北方領土問題はどうでもいいと思っていたけど、授業をしていくうちに他人事ではなく、しっかりと問題に向き合って考えていかなければならないと思った。北方四島が意外と近くてびっくりした。
- 元島民は早く北方領土を返還してほしいと思っているけど、現島民も島が大好きで、手放したくないと思っている事を知った。現島民の中に日本人と一生に島に住もうとしている人がいたことに驚いた。
- 島にロシア人が住んでいるかぎり、島は返ってこないと思うし、無理矢理返してもらってもロシア人がかわいそう。根室の漁業のためにも返ってきてほしい。
- 僕のばあちゃんも元島民なので、できれば北方四島は返してもらいたい。けれど今現在北方四島に住んでいるロシア人の気持ちも考えると、やっぱり返還は難しいと思う。仲良く一緒に住めるといいと思う。

## 平成22年度 地理A 北方領土学習(全2回)

### 北方領土の歴史概論 1回目

## 学習準備テストの結果(78名)

### ◆位置を正しく答えられた割合

- ①歯舞群島 … 35%
- ②色丹島 … 17%
- ③国後島 … 31%
- ④択捉島 … 37%

### ◆名称を漢字で正しく答えられた割合

- ①歯舞群島 … 21%
- ②色丹島 … 12%
- ③国後島 … 15%
- ④択捉島 … 9%

## 歯舞群島への名称変更

以前は、「歯舞諸島」「歯舞群島」と2つの呼び方があり、北方領土返還運動の現場や教育現場で混乱が生じていた。



そこで

根室市が、国土地理院に「歯舞群島」への名称の変更を要望。(平成20年より)

## 北方領土位置



## 歴史から見る北方領土

北方領土は日本固有の領土



根拠となるのは**4つの条約**

これから4つの条約において、どのように国境線が移り変わってきたのか学習します。

### A 1855年2月7日

#### (① 日露通好条約)

- 日本・ロシア最初の国境の決定
- 国境線は(② 択捉島)と(③ ウルップ島)の間
- (④ 樺太)(現サハリン)は雑居地  
→ 日露間で国境設けず
- 交渉相手はプチャーチン

※1854年にアメリカの(⑤ ペリー)が来航

## プチャーチン(露)



## ⑤のヒント



## 1855年 日魯通好条約による国境



## B 1875年(明治8年) (⑥ 樺太・千島交換条約)

- 明治時代に入り、国境を決めていなかった樺太に多くのロシア人が入ってきて争いが絶えなかった。
- 話し合いの結果、樺太を(⑦ ロシア領)とし、交換に(⑧ ウルップ島)より北の島々(千島列島)を日本領とする。
- 別名サンクトペテル条約
- 特命全権大使 榎本武揚

## 榎本 武揚(えのもと たけあき)



- 語学優秀
- 戊辰戦争の時、五稜郭(函館)で官軍に反抗  
※ 新政府の敵だった  
しかし本来処罰される  
ところを黒田清隆が、  
語学が優秀である榎本  
を殺すにはもったいな  
いとし、新政府のもとで  
活動する。

## 黒田清隆(くろだきよたか)





1875年 樺太・千島交換条約による国境



C 1905年(明治38年)  
(⑨ **ポーツマス条約**)

- 1904年 (⑩ **日露戦争**)  
日本 VS ロシア帝国 → 日本勝利  
※日本の勝利は、世界史的にすごいこと!

- 樺太の南半分は日本の領土

1905年 ポーツマス条約による国境



第二次世界大戦終結間近

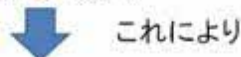


1945年8月9日、ソ連は1941年に署名され、当時有効であった日ソ中立条約を無視して対日参戦。ソ連は8月18日から千島列島を攻撃開始。24日シュムシュ占領。31日ウルップ占領。29日択捉占領。9月1～4日まで国後、色丹、歯舞占領。

(左図参照)

C 1951年(昭和26年)  
(⑪ **サンフランシスコ講和条約**)

- 日本は南樺太・千島列島破棄。ただ、北方四島はもともと日本の領土であるから、放棄した領土には含まれてない。



これにより

**日本が主張する「我が国固有の領土」**

- ロシアはサンフランシスコ講和条約調印拒否

1951年 サンフランシスコ講和条約による国境



平成22年度 地理A  
北方領土学習(全2回)

北方領土の地理概論  
2回目

前回の復習

北方領土は  
「日本固有の領土」と日本が主張



その根拠は

4つの条約による国境の移り変わりから主張

① 1855年 ( **日魯通好** ) 条約



② 1875年 ( **樺太・千島交換** ) 条約



③ 1905年 ( **ポーツマス** ) 条約



④ 1951年  
( **サンフランシスコ講和** ) 条約



## クイズ！！

納沙布岬～国後島までの距離と  
納沙布岬～厚床までの距離では  
どちらの方が近いか？

## 答え

納沙布岬～国後島までの距離の方が近い！！

### ◆実際の距離

納沙布岬～国後島 → 37.4km

納沙布岬～厚床 → 55.2km

※国道44号を車で走った距離です。

## クイズ その2



## 「ビザ」とは

「ビザ」とは？

→ 旅行先の政府が与える入国許可証のこと。査証。

※外国に行くためにはパスポートとビザが必要



## ビザなし交流とは

- ① 日本国民と北方四島に住むロシア人住民との相互訪問による交流のこと。
- ② 旅券(パスポート)、査証(ビザ)なしで渡航できる
- ③ 相互理解と友好を深めることが目的
- ④ 1992年(平成4年)からはじまった

# B-5 「日本史 A」教育活動計画

平成22年度 確かな学力を育む高校教育推進事業  
 北海道根室西高等学校 北方領土学習にかかわる教育活動計画

1 教育活動の種類 (教科・総合的な学習の時間・特別活動・部活動・その他)

2 教育活動名

日本史A

3 活動のねらい

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、学習活動を通して思考力・判断力・表現力等の能力の育成に努め、主体的に学習に取り組む意欲や態度を育む。

4 活動の主な内容

「北方領土」の歴史的な変遷を4つの条約と日本敗戦時の状況から理解し、また地図等を活用してその変遷を読み取りながら、「北方領土」が我が国固有の領土であることを認識する。その際、ロシアがなぜ我が国と対峙の主要をし、領土問題が複雑化するかを世界的な視野に立ち探求する。

5 生徒の到達目標 (身に付けてほしい力)

関心・意欲・態度	思考・判断	技能・表現	知識・理解
近現代史を中心とする我が国の歴史の展開に対する関心と課題意識を高め、意欲的に追究するとともに、国民としての自覚と国際社会に主体的に生きる日本人としての責任を果たそうとする。	近現代史を中心とする我が国の歴史の展開から課題を見いだし、世界的視野に立ち、我が国を取り巻く国際環境など関連付けて多面的・多角的に考察するとともに、国際社会の変化を踏まえ公正に判断する。	近現代史を中心とする我が国の歴史の展開に関する諸資料を収集し、有用な情報を選択して活用することを通して歴史的事象を追究する方法を身に付けるとともに、追究し考察した過程や結果を適切に表現する。	近現代史を中心とする我が国の歴史の展開についての基本的な事柄を、世界的視野に立ち我が国を取り巻く国際環境などと関連付けて理解し、その知識を身に付けている。

6 年間活動計画 (北方領土学習に関わって)

月	活動内容	生徒の到達目標 (生徒の活動の望ましい姿)				評価方法
		関・意・態	思・判	技・表	知・理	
4	第1章 大日本帝国の誕生 3 開国と社会の変動 (日本和親条約) 8 新政府の直轄外交 (神太子島交換条約)	日本の近代国家の成立過程について、その時代の人物や遺跡・遺物などにふれ、関心を養う。	前近代と近代の基本的な違いを理解しつつ、日本の近代国家の構造や特徴を調べまとめる。	歴史資料や歴史地図等に年表を活用する力を身に付けている。	日本の近代国家形成過程とその特徴を理解している。	○授業への参加状況 ○ノートの提出 ○ワークシートの提出
5	16 日露戦争 (ポーツマス条約)					
10	第2章 大日本帝国の展開 16 日本の敗戦 (太平洋戦争の終結)	日本の近代国家の展開過程で起こった民衆運動や戦争などについて、親や祖父母などから聞き取りなどを通して関心を養う。	民衆運動や戦争などが起こってくる歴史の構造を調べ、まとめる。	地域に伝わる遺跡や遺物を調べ、まとめる力を身に付けている。	日本の近代国家の展開過程で民衆運動が起こったり、戦争に傾斜していく経過、そして戦争がどんな性格であったかを理解している。	○授業への参加状況 ○ノートの提出 ○ワークシートの提出
	第3章 日本国憲法と現代世界 1 戦後世界と日本 2 戦後アジアと日本・アメリカ 6 サンフランシスコ平和条約	日本の近代と現代の基本的違いに関心を持つとともに、父母などから聞き取りなどを通して現代に関心を持つ。	戦前と戦後の基本的違いを認識するとともに、戦後の変遷を考察する。	歴史資料や年表を活用する力を身に付けている。新聞や雑誌の分析などで調べ方を身に付ける。	戦後の日本が戦前の国家の構造と全く違う民主的な国家体制になったことを理解する。	○授業への参加状況 ○ノートの提出 ○ワークシートの提出

※生徒の到達目標については、H18「高等学校教育課程編成・実施の手引」等を参照

※部活動等については、評価方法の部分の記載の必要はない

## 1 はじめに

昨年度実施した北方領土学習は、我が勤務校である「北海道根室西高等学校」の北方領土に関連する知識の定着実態を浮き彫りにするとともに、我々教師も北方領土隣接地域にある学校だからこそ見落としていた、「知っているはず」という思い込みを払拭するよい機会となったのである。

昨年度から今年度にかけて、本校にとってよい意味でのターニングポイントが多くあった。教科としての北方領土学習を地歴公民科単独から、多くの教科で実施する状況が生まれたり、北方領土研究会が部活動としての同好会化、北方領土弁論大会においては北海道知事賞・総理大臣への表敬訪問など、本校の北方領土学習が大きく飛躍できるポイントが多くあったのである。

今年度は昨年の「地理 A」に引き続き、「日本史 A」において北方領土学習の考察をしてみたいと思う。昨年の「地理 A」中級編と位置づけた内容同様、小学校や中学校歴史的分野の学習の延長線上であることを意識し、高等学校として考え得る授業の展開の一例を考察してみたい。

## 2 「日本史 A」と北方領土学習～学習指導案の展開～

「日本史 A」において、北方領土学習を展開するとすれば、科目構成の特徴から単元を縦断しながらその都度学習することになる。「日本史 B」ならば、千島アイヌや前近代史に当たる部分に触れる必要があるのだが、科目の特性上、幕末史以降の内容に限って展開していく。

義務教育段階（初等教育、前期中等教育）の接続を意識するため、平成17年3月に根室教育研究所の作成した『研究紀要第96号 「北方領土」学習実践事例集Ⅲ』を参考に、その後の高等学校としての展開例を模索してみたい。

## (A) 3時間で教える北方領土 ―義務教育段階の接続を考える―

以下、根室市教育研究所作成の上記事例集を参考に「日本史 A」の学習内容の接続を考える。

校種	学年・分野・科目	学習内容	目標
小学校	第3学年	北方領土の様子 ○島内の様子と自分たちの町の比較 ○地図上で位置や名前の確認 ○北方領土のことについて本や資料、インターネットなどで調べる	北方領土についての基礎的な知識を身につけるとともに、今後への興味・関心を含ませる。
	第4学年	北方領土の開拓 ○正保御国絵図を見て、江戸時代に開拓したことを知る。 ○当時のくらしぶりやそれまでの開拓の苦勞を知る。	地域や北方領土の発展に尽くした先人の苦勞や、当時の生活について知る。

	第5学年	<p>北方領土の産業</p> <p>○北方領土の位置や面積、気候を比べる。</p> <p>○北方領土は水産業が盛んであることを知り、日本とのかかわりについて調べる。</p> <p>○教科書やインターネットで北方領土を取り巻く問題について調べてまとめる。</p>	<p>北方領土の産業についての基礎的な知識や、両国間のかかえる問題について学び、一人ひとりが自分の考えをもとに行動できるようにする。</p>
	第6学年	<p>北方領土の歴史</p> <p>○北方領土に関わる条約と領土の移り変わりを確認する。</p> <p>○北方領土にかかわる人がたくさんいることを知る。</p> <p>○返還後の北方領土をどのようにしたらいいか考える。</p>	<p>北方領土への正しい歴史の認識の上で、一人ひとりが自分自身の判断や行動へとつなげていけるようにする。</p>
中学校	地理的分野	<p>○北方領土の位置や様子をいろいろな資料からとらえる。</p> <p>○北方領土と根室の産業について知り、安全操業、拿捕について考える。</p> <p>○漁業に携わる人々のために必要なことを考える。</p>	<p>北方領土にかかわる地理的な知識を深め、水産業とのかかわりから生活に密着した問題であることを知る。</p>
	歴史的分野	<p>○年表から北方領土にかかわる歴史を確認する。</p> <p>○条約による国境の変遷を整理する。</p> <p>○北方領土の歴史的主張とその根拠を知る。</p>	<p>歴史の流れを見ることによって、日本が「北方領土は固有の領土である」と主張する根拠とロシア側の主張について推測することができる。</p>
	公民的分野	<p>○北方領土問題に関する条約や両国の主張の違いを調べる。</p> <p>○たくさんの人々の思いがあること、これまでの友好活動を知る。</p> <p>○北方領土についての自分の意見をもつ。</p>	<p>条約の内容から北方領土問題について知り、様々な思いをふまえて今後どのようにすればいいのか考える。</p>
高等学校	日本史A	<p>○明治初期の外交については、日本の国際的地位を向上させるための対外政策や、我が国の領土が国際的に確定されたことを考察させる。</p> <p>○初めての近代総力戦として行われた日露戦争の結果としてポーツマス条約が締結され、南樺太が割譲された経緯を考察させる。</p> <p>○日本が降伏に至るプロセスを確認し、その中で北方領土がどういう状況に置か</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日露通交条約</li> <li>・樺太千島交換条約</li> <li>・ポーツマス条約</li> <li>・日ソ中立条約</li> <li>・サンフランシスコ講和条約</li> <li>・日ソ共同宣言</li> </ul> <p>上記条約の経緯を通して、我国の国境の変遷を学習し、今も残る北方領土問題を歴史的に考察する。</p>

		れていたのかを考察させる。 ○サンフランシスコ講和条約・日ソ共同宣言やそれ以降の国際情勢の中で北方領土がどのような状況に置かれたのかを考察させる。	
--	--	--	--

注：義務教育段階までの学習内容と目標については、前掲の根室市教育研究所作成の事例集Ⅲを引用した。

具体的に科目の中で取り扱うとすれば、以下の内容が考えられるのではないだろうか。本校で利用している「日本史A」の教科書は実教出版『高校日本史A新訂版』であるので、項目を列挙すると以下の通りとなる。(ただし実施月に関しては、教科書会社の指導資料に依った)

月	単元
4月	第1章 大日本帝国の誕生 3 開国と社会の変動（日米和親条約） 8 新政府の近隣外交（樺太千島交換条約）
6月	16 日露戦争（ポーツマス条約）
10月	第2章 大日本帝国の展開 16 日本の敗戦（太平洋戦争の終結） 第3章 日本国憲法と現代世界 1 戦後世界と日本 2 戦後アジアと日本・アメリカ 6 サンフランシスコ平和条約

#### (B) 学習指導案の実際

以下の指導案は、「日本史A」の授業展開例として作成した。主な授業の進め方は、あまり独創的な授業展開ではない方がよいと考え、教科書会社の展開例を参考にさせていただいた。扱う単元は『サンフランシスコ平和（講和）条約』である。サンフランシスコ平和（講和）条約を学びつつ、過去の条約等による領土の変遷をまとめ、北方領土がわが国固有の領土である根拠を学習の中心に据えたいと考えている。しかしながら今回展開する指導案は、1時間で決して終わらない指導案の内容である。これを参考にさせていただける場合、学校の実態や生徒の特性に応じて内容を取捨選択し、活用していただくことをお願いしたい。

.....

## 地理歴史科学習指導案（日本史A）

### （1） 単元名『サンフランシスコ平和条約』

＊使用教科書 7実教 日A 008 『高校日本史A 新訂版』実教出版

### （2） 単元観

本単元は、学習指導要領の『（4）第二次世界大戦後の日本と世界 ア 戦後政治の動向と国際社会』に位置づけられている単元である。ここで扱う項目『サンフランシスコ平和条約』は、我が国が連合国の占領が終わり、主権を回復して国際社会に復帰したという重要な単元である。

また、北方領土学習にとって『サンフランシスコ平和条約』は重要な項目である。外務省によれば「1951年のサンフランシスコ平和条約で我が国が千島列島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄しましたが、そもそも北方四島は千島列島には含まれていません。また、ソ連は、サンフランシスコ平和条約への署名を拒否しました。」とあり、また「ソ連がサン・フランシスコ平和条約への署名を拒否したため、我が国はソ連との間で平和条約交渉を別途行うこととなり、1956年、日ソ両国は日ソ共同宣言を締結して、戦争状態を終了させ、外交関係を再開しました。日ソ共同宣言は、日ソ両国の立法府での承認を受けて批准された法的拘束力を有する条約です。同宣言において、両国は、正常な外交関係が回復された後、平和条約の交渉を継続することとなっており、またソ連は、平和条約の締結後に歯舞群島及び色丹島を我が国に引き渡すこととなっています。」（外務省HP 北方領土問題に関するQ&A より）と、現在の北方領土返還運動へとつながる鍵となる単元である。

### （3） 単元の指導計画

#### 第3章 日本国憲法と現代の世界

- 1 戦後世界と日本
- 2 戦後アジアと日本・アメリカ
- 3 日本国憲法と民主教育
- 4 戦後改革の転換
- 5 経済復興と再軍備
- 6 **サンフランシスコ平和条約Ⅰ（本時）【サンフランシスコ平和条約と北方領土】**
- 6 **サンフランシスコ平和条約Ⅱ 【日米安保条約・日ソ共同宣言】**
- 7 新日米安保条約

（以下省略。使用教科書において、この大項目は17まで計画されている）

### （4） 本時の指導計画案「サンフランシスコ平和条約Ⅰ」

＊注 授業構成の基本は、実教出版の「指導資料授業ノート」や「指導資料」に基づいた。北方領土学習に関わる部分については、関連項目を拡充して再構成した。

#### ①本時の目標

- ・講和条約調印の背景を当時の国際情勢をもとに理解させる。
- ・独立の回復で日本はどのような国家となっていたかを理解させる。



②本時の指導計画

	学習項目	学習内容	評価・留意点
導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>前時の復習</li> <li>対日講和の方針と批判</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前時の復習</li> <li>沖縄、奄美での占領継続に対する反対。</li> <li>本土での中国・ソ連を含まない講和に対する批判</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知識理解</li> <li>知識理解（習得）</li> </ul>
展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>サンフランシスコ平和条約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サンフランシスコ平和条約について理解する。 講和条約に反対の姿勢をとったのはどのような国々であったか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>板書計画A</li> <li>知識理解（習得）</li> <li>思考判断（活用）</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;期待される生徒の解答&gt;</li> <li>① ソ連などの社会主義国（東側 冷戦）</li> <li>② 日本と戦争した国々</li> <li>・講和条約の本文を提示・説明</li> <li>・講和条約の整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業資料①</li> <li>知識理解（習得）</li> <li>技能表現（活用）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>北方領土問題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>講和条約の問題点や課題を内容（1）から（6）から指摘しよう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>板書計画B</li> <li>思考判断（活用）</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;期待される生徒の解答&gt;</li> <li>① （4）「小笠原・沖縄が引き続きアメリカの施政権のもとにある」</li> <li>② （5）「外国軍隊駐留の承認」</li> <li>③ （6）「連合側側の賠償請求権放棄」</li> <li>④ （3）「千島列島・南樺太の領土権放棄」と帰属の問題 など</li> <li>・千島列島と樺太の帰属問題について、学習を深めよう。</li> <li>・既習事項を基に、サンフランシスコ平和条約以前の千島・樺太の領土状況をまとめてみよう。</li> <li>・サンフランシスコ平和条約以後、現在に至る領土はどうなったかまとめてみよう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワークシート①</li> <li>知識理解（習得）</li> <li>技能表現（活用）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>北方領土が「我が国固有の領土」とされる理由を考えてみよう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ学習等生徒に考察させる時間を与える。</li> <li>&lt;期待される生徒の解答&gt;</li> <li>① 敗戦時の不法占拠に関わる事項について</li> <li>② 過去の条約からの読み取り</li> <li>・わが国の基本的な考え方の確認（板書） (板書の説明補足として、参考文献を参照のこと)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>思考判断（活用）</li> <li>板書計画C</li> </ul>

まとめ	本時の振り返り  応用問題を解く	自己評価。わかったこと、わからなかったこと  応用問題を解く	ワークシート① 思考判断（探求） ワークシート② 思考判断 （活用・探求）
-----	------------------------	--------------------------------------	---

**板書例**

**A**

◎サンフランシスコ平和（講和）条約

1951年9月 サンフランシスコ平和条約調印（日本全権と48カ国）  
 中国・・・アメリカの反対で招かれず 朝鮮・・・南北ともに招かれず  
 インド・ビルマ（現ミャンマー）・・・会議に不参加  
 ソ連・ポーランド・チェコスロバキア・・・条約に調印せず

全面講和でなく、  
多数講和



吉田茂全権（内閣総理大臣）：

受諾演説「この条約は復習の条約ではなく、和解と信頼の文書であります。」

**B**

◎サンフランシスコ平和（講和）条約の主な内容

- (1) 日本の主権の回復
- (2) 朝鮮の独立
- (3) 台湾・澎湖諸島・千島列島・南樺太の領土権放棄【その帰属は明言せず】
- (4) 北緯29度線以南の南西諸島と小笠原諸島に対するアメリカの施政権の継続
- (5) 外国軍隊駐留の承認
- (6) 原則として連合国側の賠償請求権放棄 など

**C**

◎北方領土の定義

- 1 わが国固有の領土としてロシア連邦にその返還を要求している地域（国後・択捉）
- 2 日ソ共同宣言第九項においてソ連邦が日ソ平和条約締結後にわが国に引き渡すことに同意した地域（歯舞群島・色丹島）
- 3 わが国がサンフランシスコ平和条約第二条（C）において放棄し、その帰属が未決定の地域（千島列島、南樺太）



- ・広義（広い意味）の北方領土 = 1・2
- ・狭義（狭い意味）の北方領土 = 1・2・3

## Treaty Of Peace With Japan

日本国との平和条約（サンフランシスコ平和条約）

WHEREAS the Allied Powers and Japan are resolved that henceforth their relations shall be those of nations which, as sovereign equals, cooperate in friendly association to promote their common welfare and to maintain international peace and security, and are therefore desirous of concluding a Treaty of Peace which will settle questions still outstanding as a result of the existence of a state of war between them;

連合国及び日本国は、両者の関係が、今後、共通の福祉を増進し且つ国際の平和及び安全を維持するために主権を有する対等のものとして友好的な連携の下に協力する国家の間の関係でなければならないことを決意し、よつて、両者の間の戦争状態の存在の結果として今なお未決である問題を解決する平和条約を締結することを希望するので、

WHEREAS Japan for its part declares its intention to apply for membership in the United Nations and in all circumstances to conform to the principles of the Charter of the United Nations; to strive to realize the objectives of the Universal Declaration of Human Rights; to seek to create within Japan conditions of stability and well-being as defined in Articles 55 and 56 of the Charter of the United Nations and already initiated by post-surrender Japanese legislation; and in public and private trade and commerce to conform to internationally accepted fair practices;

日本国としては、国際連合への加盟を申請し且つあらゆる場合に国際連合憲章の原則を遵守し、世界人権宣言の目的を実現するために努力し、国際連合憲章第五十五条及び第五十六条に定められ且つ既に降伏後の日本国の法制によつて作られはじめた安定及び福祉の条件を日本国内に創造するために努力し、並びに公私の貿易及び通商において国際的に承認された公正な慣行に従う意思を宣言するので、

WHEREAS the Allied Powers welcome the intentions of Japan set out in the foregoing paragraph;

連合国は、前項に掲げた日本国の意思を歓迎するので、

THE ALLIED POWERS AND JAPAN have therefore determined to conclude the present Treaty of Peace, and have accordingly appointed the undersigned Plenipotentiaries, who, after presentation of their full powers, found in good and due form, have agreed on the following provisions:

よつて、連合国及び日本国は、この平和条約を締結することに決定し、これに応じて下名の全権委員を任命した。これらの全権委員は、その全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の規定を協定した。

### Chapter I 第一章

#### Peace 平和

#### Article 1 第一条

(a) The state of war between Japan and each of the Allied Powers is terminated as from the date on which the present Treaty comes into force between Japan and the Allied Power concerned as provided for in Article 23.

日本国と各連合国との間の戦争状態は、第二十三条の定めるところによりこの条約が日本国と当該連合国との間に効力を生ずる日に終了する。

(b) The Allied Powers recognize the full sovereignty of the Japanese people over Japan and its territorial waters.

連合国は、日本国及びその領水に対する日本国民の完全な主権を承認する。

## Chapter II 第二章

### Territory 領域

#### Article 2 第二条

(a) Japan recognizing the independence of Korea, renounces all right, title and claim to Korea, including the islands of Quelpart, Port Hamilton and Dagelet.

日本国は、朝鮮の独立を承認して、済洲島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(b) Japan renounces all right, title and claim to Formosa and the Pescadores.

日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

**(c) Japan renounces all right, title and claim to the Kurile Islands, and to that portion of Sakhalin and the islands adjacent to it over which Japan acquired sovereignty as a consequence of the Treaty of Portsmouth of 5 September 1905.**

日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(d) Japan renounces all right, title and claim in connection with the League of Nations Mandate System, and accepts the action of the United Nations Security Council of 2 April 1947, extending the trusteeship system to the Pacific Islands formerly under mandate to Japan.

日本国は、国際連盟の委任統治制度に関連するすべての権利、権原及び請求権を放棄し、且つ、以前に日本国の委任統治の下にあつた太平洋の諸島に信託統治制度を及ぼす千九百四十七年四月二日の国際連合安全保障理事会の行動を受諾する。

(e) Japan renounces all claim to any right or title to or interest in connection with any part of the Antarctic area, whether deriving from the activities of Japanese nationals or otherwise.

日本国は、日本国民の活動に由来するか又は他に由来するかを問わず、南極地域のいずれの部分に対する権利若しくは権原又はいずれの部分に関する利益についても、すべての請求権を放棄する。

(f) Japan renounces all right, title and claim to the Spratly Islands and to the Paracel Islands.

日本国は、新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

### Article 3 第三条

Japan will concur in any proposal of the United States to the United Nations to place under its trusteeship system, with the United States as the sole administering authority, Nansei Shoto south of 29deg. north latitude (including the Ryukyu Islands and the Daito Islands), Nanpo Shoto south of Sofu Gan (including the Bonin Islands, Rosario Island and the Volcano Islands) and Parece Vela and Marcus Island.

日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む。)、孀婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。)並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。

Pending the making of such a proposal and affirmative action thereon, the United States will have the right to exercise all and any powers of administration, legislation and jurisdiction over the territory and inhabitants of these islands, including their territorial waters.

このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

(中略)

### Article 6 第六条

(a) All occupation forces of the Allied Powers shall be withdrawn from Japan as soon as possible after the coming into force of the present Treaty, and in any case not later than 90 days thereafter.

連合国のすべての占領軍は、この条約の効力発生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本国から撤退しなければならない。

Nothing in this provision shall, however, prevent the stationing or retention of foreign armed forces in Japanese territory under or in consequence of any bilateral or multilateral agreements which have been or may be made between one or more of the Allied Powers, on the one hand, and Japan on the other.

但し、この規定は、一または二以上の連合国を一方とし、日本国を他方として双方の間に締結された若しくは締結される二国間若しくは多数国間の協定に基く、又はその結果としての外国軍隊の日本国の領域における駐とん又は駐留を妨げるものではない。

授業資料①の取り扱いについて

この資料は、インターネット上「<http://www.chukai.ne.jp/~masago/sanfran.html>」の資料を、活用させていただいた。山川出版の『資料による日本史』によると、

第1章 平和<1条>

第2章 領域<2~4条>

第3章 安全<5~6条>

第4章 政治及び経済条項<7~13条>

第5章 請求権及び財産<14~21条>

第6章 紛争の解決<22条>

第7章 最終条項<23~27条>

となっている。今回提示したものは英文との対訳になっているが、状況に応じて日本語訳のみや精選して活用することが妥当であると考え。

今回のこの資料については、板書計画Bの(6)原則として連合国側の賠償請求権放棄 については掲載できなかった。この部分についてのみこの指導案からいけば口頭での説明が必要になると考えられる。

NO1	ほっぽうりょうど れきし 北方領土の歴史	( )年 ( )組 ( )番 氏名【                                  】	評価印
-----	-------------------------	--	-----

# A サンフランシスコ平和条約以前

<<北方領土は1855年からずっと日本の領土>>



## A 1855年2月7日

〔①〕

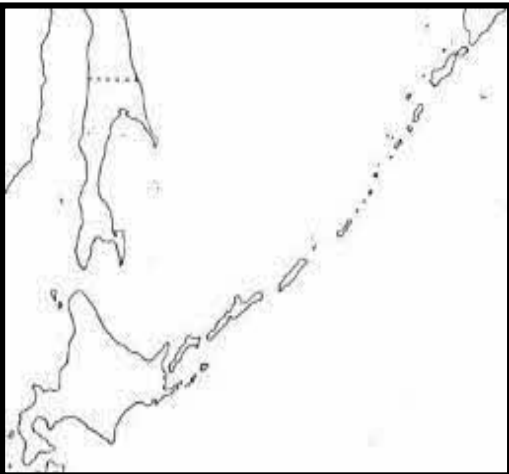
日ロ最初の国境の決定

国境線は〔②                      〕と〔③                      〕の間

〔④                      〕 (現サハリン)<sup>ざっきょち</sup>は雑居地

交渉相手はプチャーチン

\* 1854年にアメリカの〔⑤                      〕が来航



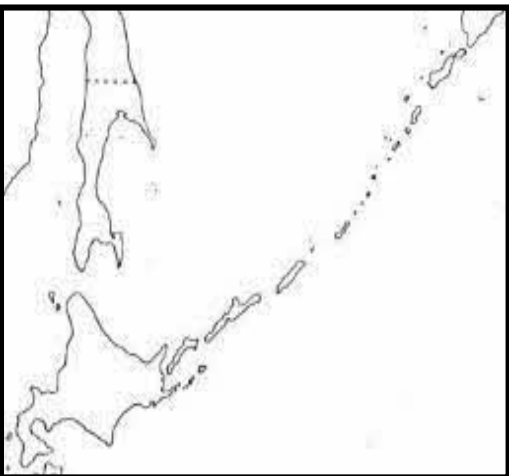
## B 1875年 (明治8年)

〔⑥〕

明治時代に入ると国境を決めていなかった樺太にロシア人が多く入ってきて争いが絶えなかったため、話し合いをして、樺太を〔⑦                      〕とし、交換に〔⑧                      〕より北の島々を日本の領土とした。

<別名 サンクトペテル条約>

\* 特命全権大使 **榎本武揚**



## C 1905年 (明治38年)

〔⑨〕

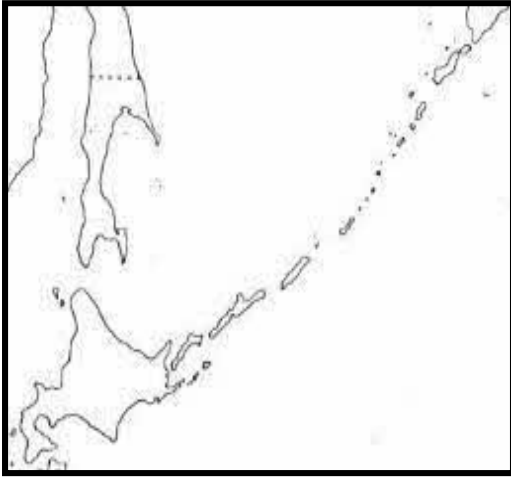
1904年 日本とロシア帝国との間で〔⑩                      〕戦争がおこり、樺太の南半分が日本の領土となる。

1945年8月9日、ソ連は1941年に署名され、当时有効であった日ソ中立条約を無視して対日参戦。ソ連は8月18日から千島列島を攻撃開始。24日シュムシュ占領。31日ウルフ占領。2



9日択捉占領。9月1～4日まで国後、色丹、歯舞占領。(右図参照)

## B サンフランシスコ平和条約以後



D 1951年（昭和26年）

### サンフランシスコ平和条約

南樺太・千島列島放棄。ただ、北方四島はもともと日本の領土であるから、放棄した領土には含まれていない。

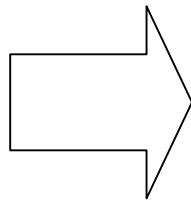
← 日本の主張する「我が国固有の領土」

.....

### <本日のまとめ>

自己評価（今日の自分のがんばりと理解度を5段階で評価してみよう。）

- A 大変よい
- B よい
- C 普通
- D もう少しがんばろう
- E 次はかなりがんばろう



<評価の理由と今日わからなかったこと>

NO 2	応用問題	( ) 年 ( ) 組 ( ) 番 氏名【                                  】	評価印
------	------	---	-----

平成21年度大学入試センター試験「日本史A」より、一部改題の上掲載

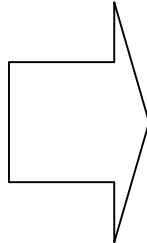
江戸時代後期より日本列島の北方から進出してきたロシアとの関係が問題となり、幕末から明治時代にかけて、日本とロシアとの間で結ばれたいくつかの条約によって両国間の国境がそのつど定められた。

問1 下線部に関して述べた次の文Ⅰ～Ⅲについて、古いものから年代順に正しく配列したものを、下の①～⑥のうちから一つ選べ。

- Ⅰ 千島全島を日本領とし、占守島とカムチャツカ半島との間を国境とした。
- Ⅱ 樺太(サハリン)のほぼ中央の北緯 50 度を国境とした。
- Ⅲ 択捉島と得撫島との間を国境とした。

- ① Ⅰ－Ⅱ－Ⅲ
- ② Ⅰ－Ⅲ－Ⅱ
- ③ Ⅱ－Ⅰ－Ⅲ
- ④ Ⅱ－Ⅲ－Ⅰ
- ⑤ Ⅲ－Ⅰ－Ⅱ
- ⑥ Ⅲ－Ⅱ－Ⅰ

答え



問2 問1で選んだ答えの理由を書きなさい。

◎参考文献

- ・社団法人千島齒舞諸島居住者連盟  
『～若い世代に伝えたい～思い出の我が故郷 北方領土【歴史編】』平成15年3月
- ・池井 優  
『NHKカルチャーアワー 歴史再発見 「近代日本外交のあゆみ」』NHK出版 2006年11月
- ・根室市総務部北方領土対策・企画政策課  
『日本の領土 北方領土』根室市・北方領土問題対策協会 平成21年6月(第34版)
- ・根室市総務部北方領土対策・企画政策課  
『青少年のための日本の領土・北方領土』根室市・北方領土問題対策協会 平成21年6月
- ・根室教育研究所  
『研究紀要 第96号 「北方領土」学習実践事例集Ⅲ』根室教育研究所 平成17年3月
- ・笠原一男・野呂肖生 『資料による日本史』山川出版 1994年 5月